

株式会社ティアンドティ・コーポレーション 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用状況の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の社員全体の取得率（取得日数 / 付与日数×100%）を40%以上とする

〈対策〉

- ・ 令和8年4月～ 毎月、社員ごとの年次有給休暇日数を一覧化し、社長及び統括運行管理者へ共有し、取得状況を把握する。
統括運行管理者は、有給取得状況の管理及び取得促進を行う。
育児休業取得者が発生した場合に備え、業務の引継ぎおよび代替体制を事前に整備する。必要に応じて派遣社員の活用等により業務への影響を最小限に抑える。
配車業務や勤怠管理を見直し、DX化による事務の効率化などの環境を整える。
- ・ 令和9年4月～ 業務の平準化および応援体制の整備を行う。
有給休暇の申請手続きを簡素化し、取得しやすい環境を整える。
- ・ 令和10年4月～ 当社では、新たに加工物流事業を開始予定であり、当該業務への配置転換や兼務により多能工化を推進する。これにより、業務の属人化を解消し、代替要員の確保を図ることで、年次有給休暇の取得しやすい体制を整備する。

目標2：年次有給休暇の年8日以上取得率を100%とする

- ・ 令和8年4月～ 年8日以上の取得を目標とし、年6日の年次有給休暇については確実に取得させる。
閑散期における取得を推奨する。
その後も継続して実施する。
- ・ 令和9年4月～ 年8日以上の取得を目標とし、年7日の年次有給休暇については確実に取得させる。
有給休暇の申請手続きを簡素化し、取得しやすい環境を整える。
- ・ 令和10年4月～ 年8日の年次有給休暇については確実に取得させる。